

第3号様式（要綱第16条、実施要領第8条関係）

環 境 共 生 協 定 書

県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱第16条第1項の規定により、神奈川県（以下「甲」という。）と平塚市（関係市町村、以下「乙」という。）と神奈川県（事業者、以下「丙」という。）とは、次のとおり環境共生協定（以下「協定」という。）を締結する。

対象事業の名称		花と緑のふれあいセンター（仮称）施設整備・運営等事業				
環境共生の取組みの内容	取組みの概要	協定区域	実施者	実施方法	有効期間	協定の効力及び承継の範囲並びに運営・管理方法
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
協定事項の変更及び廃止の方法		この協定事項を変更、または廃止するときは、甲、乙、丙協議によるものとする。				
その他環境共生の取組みを実施するために必要なもの		なし				
知事意見への対応		なし				

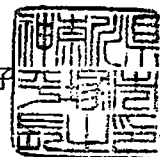
この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月27日

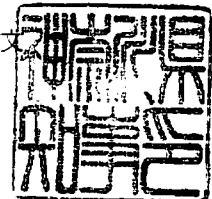
甲 神奈川県知事 松 沢 成



乙 平塚市長 大 藏 律 子  
（関係市町村）



丙 神奈川県知事 松 沢 成  
（事業者）



## 別紙

### 1 環境共生協定書の協定区域及び実施者

取組みの概要	協定区域	実施者
①気象緩和のための計画的な緑地を配置する ②既存の樹林地、草地、水面、農地等を保全する ③新たな緑地を整備する ④貴重動植物の保全対策をする ⑤地域・地区の特性に沿った植物・動物生育生息空間を確保する ⑥ゴミ分別収集システムを導入する ⑦雨水貯留施設を導入し雨水を活用する ⑧施設の整備規模に応じた駐・停車スペースを確保する ⑨緑とふれあえる場を整備する ⑩地域景観に配慮し、電線の地中化や建築物等の高さ、形状、色等の工夫をする ⑪高齢者、障害者等に配慮した建築物、歩行空間等を整備する	平塚市寺田縄地内 (別紙区域図のとおり)	神奈川県

### 2 環境共生の取組みの実施方法

環境共生の取組みの実施方法	
①	常緑樹、落葉樹、宿根草、一年草、球根類、その他の組合せに配慮した植栽
②	既存樹木の有効活用
③	県有施設の緑地確保に関する実施要綱の遵守
④	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の遵守
⑤	県内育成品種の植栽
⑥	施設から発生するゴミについて、分別した上で仮置きできるスペースの設置
⑦	雨水貯留槽の設置による雨水の有効利用を図るなど、水資源の有効活用
⑧	ピーク時の入園者数に対応した駐車場の確保
⑨	自主管理公園の設置
⑩	敷地内の電線等の地中化など、景観への配慮
⑪	神奈川県福祉の街づくり条例の遵守

### 3 有効期間並びに協定の効力及び承継の範囲

本協定に掲げる環境共生の取組みについては、本計画により整備する施設の一部改修や再整備までの間、環境共生協定の効力が及びものとする。なお、施設の一部改修や再整備を行おうとする場合は、必要に応じ、甲、乙、丙協議を行うものとする。

また、当事業はPFI方式を採用するため、事業者や本協定に掲げる環境共生の取組みに変更が生じた場合は、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」に基づき手続きを行うものとし、その際は、甲、乙、丙協議を行うものとする。

#### 4 協定の運営・管理方法

本協定に掲げる環境共生の取組みについては、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」の趣旨を踏まえ、関係法令等に基づき適正に管理し、運営をする。

花と緑のふれあいセンター(仮称)施設整備・運営等事業  
環境共生協定区域図

縮尺：1/5,000

